

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	2	府 省 庁 名 法務省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ 地方消費税 ）		
要望項目名	「更生保護事業として行われる資産の譲渡等」に対する消費税・地方消費税の非課税		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 更生保護事業法第2条第2項を改正することで、更生保護事業における保護の対象となる者の範囲に保護観察処分少年で保護観察を終了したもの（以下、「1号観察終了者」という。）及び在宅保護観察付全部執行猶予者で保護観察を終了したもの（以下、「在宅全部4号観察終了者」という。）を含めることとし、広く保護観察に付されたことのある者を含むこととするもの。 ・ 特例措置の内容 消費税法第6条及び地方税法第72条の78において、更生保護事業として行われる資産の譲渡等については消費税、地方消費税を課さないとされているところ、上記法改正に伴い、新たに更生保護事業の対象となる者を保護した場合においても、従前の更生保護事業における保護の対象者に係る資産の譲渡等と同様、消費税、地方消費税を非課税とするもの。		
関係条文	消費税法第6条、別表第二の第七号の口 地方税法第72条の78		
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 更生保護事業における保護の対象者に、1号観察終了者及び在宅全部4号観察終了者を含めることとし、更生保護事業を営む者がこれらの者を更生保護事業として保護することができるようにするほか、その保護に当たって法務大臣が必要な事業監督を行えるようにするもの。 (2) 施策の必要性 更生保護事業における保護の対象者（以下、「被保護者」という。）は、更生保護事業法第2条第2項第2項各号に列挙しているところ、これに含まれない1号観察終了者及び在宅全部4号観察終了者の中にも更生保護事業による保護を必要としているものが一定数おり、現行法上、更生保護事業を行う者がこれらの者を保護する場合、更生保護事業ではなく公益事業（更生保護事業法第6条）として行うことになるが、更生保護事業と区別して扱われることになるために会計上の区分が必要になるなど事業者の負担が生じている。また、更生保護事業に該当しないことから、法務大臣が保護の実態の把握や必要な監督を行うこともできない（更生保護事業法第51条、第53条等）。 よって、上記の課題を解決し、更生保護事業の適切な運営を確保し、その健全な発展を図るとともに、犯罪・非行歴のある者に対する息の長い支援を実現し、再犯・再非行のリスクを低減させるため、更生保護事業における保護の対象者を拡大する必要がある。		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 7 更生保護活動の適切な実施 （１）保護観察対象者等の改善更生等（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
		政策の達成目標	更生保護活動の適切な実施。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		—	
		要望の措置の妥当性	現行法令において、「更生保護事業として行われる資産の譲渡等」については消費税が非課税とされているところ、法改正によって、新たに更生保護事業の対象として追加された者を事業者が保護した場合でも、従来の更生保護事業における保護の対象者と同様に消費税を非課税とすることが相当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—